

## 「規則第6条、第7条及び第8条の一部改正（インストラクターポテンシャルの登録の廃止）」に関する よくある質問（FAQ）追補版 081214

### 改正された規則の運用開始時期について

- Q 1 規則は平成20年5月24日付で改正されているが、制度の運用をただちに開始してよいのか。
- A 1 ご指摘の通り、理事会において規則の改正が承認されています。規則附則では、改正規則を平成20年10月1日から施行と規定しており、運用に際して必要な「インストラクターコース受講のための確認試験」及びプロバイダーコースで使用する新しい「筆記試験」の作成が終了したことから、平成20年10月1日から運用を開始したところです。
- Q 2 運用はいつから開始する予定なのか。
- A 2 平成20年10月1日から運用を開始しております。
- Q 3 いずれはインストラクターになりたいと考えています。今受講してIPを取得するのと、運用開始後に受講するのとでは、いずれかに有利あるいは不利があるのでしょうか。
- A 3 有利、不利は一概には言えません。インストラクターポテンシャル（IP）取得者については、テスト参加や「インストラクターコース受講のための確認試験」がインストラクターポテンシャル取得後1年間免除される移行措置が適用されます。インストラクター受講資格を有していれば、1年間は「インストラクターコース受講のための確認試験」等を実施することなく、インストラクターコースを受講できます。もちろん、1年経過後は、コースのテスト参加及び「インストラクターコース受講のための確認試験」を受けて、基準点を取得すればインストラクターコースを受講できます。

### プロバイダーコース試験結果の開示について

- Q 43 コース運営担当者としてお尋ねします。試験結果の開示の方法について、コースのどの時点で、誰が、どのように、開示を行うのかを教えてください。
- A 43 試験結果の開示は、本人から開示の申請があった場合に限り行います。開示の方法は、コース修了後に、コース世話人が申請者に対して、JPTEC試験結果票を提示することで行います。その他のことに関しましては、各コース運営担当者で相談していただき対応をお願いいたします。

Q44 I T L S のインストラクターを志願していますが、J P T E C プロバイダーコースを受講した際にどのような手続きをすれば、試験結果を開示していただき、対外的に証明していただけるのでしょうか。

A44 J P T E C プロバイダーコースの試験結果の証明につきましては、ご本人の求めがあれば、コースにおいて、対処させていただきます。別に定める「J P T E C 試験結果票」をコース世話人に提示し、必要事項の記載を依頼してください。なお様式は J P T E C 協議会ホームページからダウンロードできますので、あらかじめご用意ください。

## テスト参加について

Q45 テスト参加は、所属する県内又は地域組織内で行わなければならないのでしょうか？

A45 テスト参加は、全国どの地域で行っていただいても結構です。ただしインストラクター受講資格のうち推薦者が必要な項目に該当する方の場合には、所属する地域組織でのテスト参加のみを認めることとし、他地域でのテスト参加は承認されませんのでご注意ください。また確認票にはテスト参加日とテスト参加の修了を承認した世話人の署名が必要です。

Q46 プロバイダー更新コース又はインストラクターコースなど、J P T E C プロバイダーコース以外でのコースにおいてテスト参加は認められるのでしょうか。

A46 テスト参加を修了するための JPTEC 協議会が開催する研修会(定款3条1号)は JPTEC プロバイダーコースに限られます。ただし JPTEC プロバイダー更新コースは含まれないこととします。

Q47 テスト参加では、プロバイダーコースでの試験の実施においても参加の義務があるのでしょうか。

A47 テスト参加を修了するためには、プロバイダーコースのすべてのカリキュラムの参加が必要になりますが、筆記試験及び実技試験の参加は免除しております。

Q48 プロバイダーであれば、誰でもテスト参加をお願いすることができるのでしょうか。

A48 有効期限内のプロバイダー認定者であることに加えて、規則第6条第1項のいずれかに該当すれば、誰でもテスト参加を申し込むことができます。

## 「インストラクターコース受講のための確認試験」について

Q49 確認試験は、所属する県内又は地域組織内で受けなければならないのでしょうか？

A49 確認試験は、全国どの地域で受けていただいても結構です。ただし確認票には確認試験合格日と確認試験合格を確認した世話人の署名が必要です。

Q50 プロバイダーであれば、誰でも確認試験を受けることができるのでしょうか。

A50 有効期限内のプロバイダー認定者であれば、誰でも試験を受けることができます。

Q51 確認試験の実施要項を教えてください。

A51 確認試験の実施に際して、試験問題の適正な取り扱い、採点及び点数を確認できる世話人が立ち会うことを条件とします。また同一日に一回限りの実施とします。

Q52 プロバイダーコースの筆記試験の代わりに確認試験を受けさせることはできるのでしょうか。

A52 筆記試験はプロバイダーコースのカリキュラムのひとつであり、コース途上における受講者はコースを修了していませんし、プロバイダーも認定されておられません。よってプロバイダー認定者に対して行われる確認試験の受験資格を満たしていないことから、筆記試験の代わりに確認試験を受けさせることはできないこととなります。

Q53 インストラクターコースを受講するための準備をしてきましたが、インストラクターコース受講のための確認票を紛失してしまいました。どのように対処したらよいのでしょうか。

A54 残念ながらすでに内容が記載されている確認票を再発行することはできません。ただし J P T E C 試験結果票を提示していただければ、確認試験の判定結果を証明することができます。テスト参加の実態についてはその証明が必要になりますので、当該コースのコース世話人に対してお申し出いただき、あらためて確認票に記載してください。

## まとめ

■インストラクターコース受講のための確認試験（以下、確認試験）を受験するための必要条件

1) 有効期限内のプロバイダー認定者であること

■確認試験の合格に係る十分条件

1) 所定の試験（試験時間60分）を受験し、正答率が86%以上であること。

■テスト参加を行うための必要条件

- 1) 有効期限内のプロバイダー認定者であること
- 2) 規則第6条第1項のいずれかに該当すること
- 3) テスト参加を修了するための JPTEC 協議会が開催する研修会(定款3条1号)とは, JPTEC プロバイダーコースである (ただし JPTEC プロバイダー更新コースは含まない).

■テスト参加を修了するための十分条件

- 1) 研修会の全カリキュラム (ただし筆記試験及び実技試験を除く) に参加すること.

■JPTEC インストラクターコースを受講するための必要十分条件

- 1) 有効期限内のプロバイダー認定者であること
- 2) 規則第6条第1項のいずれかに該当すること
- 3) 確認試験に合格していること
- 4) テスト参加を修了していること
- 5) 上記4項目が「インストラクターコース受講のための確認票」を用いて証明されること.

平成20年12月14日作成  
JPTEC協議会連絡調整委員会